

平成 27 年度 事業報告 概要書

I 総 括

平成 27 年度は、社会福祉法人制度改革に的確に対応するため、情報収集に努めてきた。

また、「事業団自立化推進計画」と「事業団改善 3 か年計画（第 4 次）」について総括を行った。

さらに、制定後 10 年を経過した「経営理念」「経営基本方針」を改訂するとともに、「経営基本計画」（10 か年）を策定し、「経営実施計画」（前期 5 か年）の策定作業に着手した。

指定管理施設のうち、引き続き指定を受けた施設においては、前期間を評価・検証し新たな課題に向けての取組みを実施し、新規に指定を受けた大宮ふれあい福祉センターでは、従来の運営を引き継ぎ利用者に不便をきたさないよう努めた。また、自主経営施設となった日進職業センター及びかやの木では、適正な運営の維持に努めた。さらに、新規事業となる障害者施設の相談支援事業については、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう適切な計画相談の実施に努めた。

平成 27 年度は、106 か所 182 事業（指定管理施設数 128）において、施設の適正な管理と社会ニーズに即した事業展開、利用者本位のサービスの提供、量・質ともに求められる人材の確保・育成に努めた。

このほか、虐待事案（平成 26 年度）発生時に策定した改善計画に基づき、その取組み結果を検証・総括し市に報告するとともに、「虐待防止指針」を定め、信頼の回復に向け事業団全体で取り組むこととした。また、障害者グループホームについては、平成 28 年 4 月から建築工事が始められるよう準備した。さらに、これまで事業団が自主運営していた放課後児童クラブ 2 か所を、平成 28 年度から NPO 法人が運営できるよう準備に協力するとともに、同法人とは今後も連携・協力を図ることとした。

－ 事業団全体としての重点的な取組み －

1 「総合的包括的支援」に向けて

新たな 10 年を見据え、「経営理念」「経営基本方針」の見直しを行った。また、法人として人権擁護研修を開催するとともに、職員の人権擁護意識を高めるための取組みを推進した。

2 自立化に向けた取組み

新たな経営理念・経営基本方針に基づき「経営基本計画」（10 か年）を策定するとともに、「経営実施計画」（前期 5 か年）の「素案」を作成した。また、障害者グループホーム設置に向けた準備を進めるとともに、公立施設の譲渡等についての市との協議を継続した。

3 管理運営体制の強化

安定した財政基盤づくりと長期的、計画的経営を行うため、経費削減、稼働率の向上に向けた検討を進めた。また、「人員管理計画」を策定し、適正配置と正規職員を始めとする職員の確保に努めた。

4 コンプライアンスの推進と危機管理体制の充実

「危機管理計画」「各種マニュアル」に基づき、事故、事件、災害等に対して公正かつ迅速な対応と再発防止を行う体制の強化に努めた。

5 利用者サービスの充実

経営理念、経営基本方針に沿ったサービス提供に努めるとともに、内部・外部の評価を受けること

で、利用者本位の施設づくりや、平等性の確保、サービス内容の充実に努めた。

6 人材育成と専門性の向上

OJT 及び OFF-JT の研修を通じて、職員個々の意識・知識・支援技術の向上を図り、自己管理能力の向上を目指した人材育成に努めた。

7 地域との連携

地域を支援し、関係団体及び地域団体との積極的連携や交流を進めるとともに、各施設における地域福祉活動（ボランティアの受入れ、施設開放、啓発）の推進に努めた。

「事業報告」

【1】事業団事務局

1 総務課

- (1) 理事会、評議員会を各 5 回開催し、任期満了に伴う役員・評議員の選任のほか、平成 26 年度事業報告及び決算並びに平成 28 年度事業計画及び予算等について審議を行った。
- (2) 適正な施設運営を行うため、施設長会議等各種会議の充実、施設の連絡調整に努めた。
- (3) 定期の人事異動者 134 名の他、年度内に 16 名の人事異動を行い、職員の適正配置に努めた。
- (4) 正規職員登用試験、正規職員採用試験、嘱託Ⅰ種職員採用試験、嘱託Ⅱ種職員採用試験を行い、人材の確保に努めた。
- (5) 苦情受付 187 件（前年度からの継続 1 件含む）のうち、187 件を解決した。

2 財務課

- (1) 定期的に財務担当者会議を開催し、管理会計の手法について徹底し、各施設の経営状況の分析と職員への周知を徹底した。また、新会計基準の導入により、その処理の徹底と法人全体の経営状況の分析に努めた。
- (2) マイナンバー導入の準備にあたった。また、改正社会福祉法研修に参加し、会計監査人監査に対応するため、本監査に備え監査法人を選定し、事前準備のための調査を始めた。平成 27 年度は 3 回の往査を実施し、内部統制等の問題について整備を図った。また、契約事務の所掌を行うにあたり、契約事務担当者研修を実施した。
- (3) 自前での給与システム、賃金システムにより、給与関係資料の作成、施設との有機的連携に努めた。給与等の振込について、手続きの簡略化と機密の保持に努めた。
通勤手当及び扶養手当の適正支給のため、調査を実施した。

3 事業課

- (1) 職員の資質向上を図るため、事務局主催研修の充実に努め、「職員実践・事例・研究発表会」等の研修会を年 16 回開催した。
- (2) ふれあいスポーツ大会 2015 の受託、環境フォーラムへの参加などを所掌した。
- (3) 法人運営の充実に努めるため危機管理委員会（7 回）、研修委員会（5 回）、サービス向上委員会（6 回）を開催した。

4 児童課

- (1) 事業責任者会議（11 回）、クラブ長会議（5 回）に加え、各区でのブロック別職員会議を実施し、放課後児童クラブの適正な運営に取り組んだ。
- (2) 職員の資質向上を図るため、計画的に研修会を年 22 回開催した。
- (3) 児童厚生員専門研究部会と放課後児童クラブ専門研究部会を開催し専門性の向上に取り組んだ。

5 経営企画室

- (1) 事業団の経営及び運営に関する重要事項について検討する、経営戦略会議（11 回）及び事業

- 団の自立化を推進するための経営委員会（12回）を開催し、その庶務にあたった。
- (2) 事業団の改革改善を推進するため、あり方検討委員会（1回）及び部会長等会議（7回）を開催し、その庶務にあたった。
 - (3) 事業団の中・長期的な計画である「経営基本計画」（10か年）、「経営実施計画」（前期5か年）策定の庶務にあたった。
 - (4) （仮称）緑区障害者グループホーム新築工事に係る事務にあたるとともに、大崎むつみの里共生委員会との連携を図った。
 - (5) 市から譲渡を受けた施設経営の可能性について市所管課と協議を重ねた。
 - (6) 障害のある方のアート支援に関する勉強会を開催するとともに、その具現化として、第1回障害関係施設アート作品展を開催した。
 - (7) 指定管理の基本協定、年度協定の事務にあたった。

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ

介護老人保健施設きんもくせい、ケアハウスぎんもくせい

グリーンヒルうらわデイサービスセンター、グリーンヒルうらわ在宅介護支援センター

地域の皆様が、家庭を中心とした幸せな生活が継続できるように、施設の持つ機能を積極的に提供し、在宅生活の維持、継続及び復帰を支援した。

また、今年度も4つの施設が相互に連携・協力しながら「グリーンヒルうらわ祭」を開催し、屋台の出店や和太鼓演奏・民謡踊りなど、利用者皆様をはじめ、地域の子ども達も楽しめるイベントを通して地域との交流を図った。

また、ボランティア体験サロンでは、さくら草特別支援学校等との交流を継続しつつ、夏休みには中学生が参加をし、ボランティアとの世代間交流を行った。更には県社協広報誌に活動の様子が取り上げられ、前橋市桂萱（かいがや）地区社協の視察受け入れを実施した。

【3】老人福祉センター

和楽荘、いこい荘、寿楽荘、東楽園、槻寿苑、あずま荘、しもか荘、馬宮荘、仲本荘

地域の高齢者に対し、利用者相互の交流とレクリエーションの場を提供し、健康で明るく生きがいのある生活が送れるよう支援した。従来から行っている行事に加え各施設の特性を生かせるよう新たな事業を企画し実施した。地域関係団体、専門機関等と連携し、利用者が地域の中で安心して暮らしていけるよう努めた。

キャラバンメイト養成研修に参加し、認知症サポーター養成講座を行う体制づくりを整えるとともに、養成研修修了者を法人内外に講師として派遣した。

【4】槻寿苑デイサービスセンター

槻寿苑デイサービスセンター、槻寿苑居宅介護支援事業

デイサービスセンターでは、在宅の要介護者に対して、通所により各種サービスを提供することによって、高齢者の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、向上を図った。また、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために「個別性のある援助」「老人福祉センター併設型としての特色を生かした活動」「通所型介護予防事業に対応できる施設機能」を目標として援助を行った。

居宅介護事業所は、今年度から24時間連絡の取れる体制を整え、特定事業所加算を得て収入アップを図った。

【5】老人憩いの家（シニア憩いの家）

三橋、三橋分館、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、与野本町

高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とした施設として、「さいたま市誰でもが安心して長生きできるまちづくり条例」を基本に、地域の高齢者の方々が誰でも気軽に利用でき、健康で活力のある生活が送れるように支援した。

今年度は、高齢者のための拠点施設として、地域社会、時代のニーズに対応した施設運営を行い、利用者が楽しみながら健康づくりの意識が高められるよう、介護予防事業や健康体操などを推進した。

【6】大崎むつみの里

生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業、自立訓練（生活訓練）事業、
就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業、児童発達支援センター

第1事業所では、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、リハビリテーション、生活能力の向上のために必要な訓練等を行った。また、生産活動の機会の提供や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行った。

第2事業所では、日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行った。

相談支援事業については、平成25年度から実施している第2事業所に続き、第1事業所においても、平成27年4月から実施し、福祉サービスの利用に関する情報の提供並びに援助を行うとともに、社会資源の活用や社会生活能力を高めるための支援を行った。

【7】障害者支援施設春光園

春光園けやき（生活介護事業、自立訓練（生活訓練）事業、相談支援事業）

春光園うえみず（生活介護事業、相談支援事業）

利用者の意思及び人格を尊重し自立と社会参加に向けた支援の提供とともに、地域と家庭との結びつきを重視し、関係市町村やあらゆる社会資源を活用するよう努めた。

利用者支援の充実を図るため、活動グループの枠を越えたクラブ活動を実施した。平成26年度に当園で発生した虐待事案の反省を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護の理念を常に意識しながら、満足度の高い利用者支援を目指した。

相談支援事業については、施設利用者のみならず、対象となる区支援課の要請に基づいて積極的に区在住の障害者の相談に対応した。

【8】槻の木

槻の木（生活介護事業、相談支援事業）

槻の木第1やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業）

槻の木第2やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型）

今年度から、開設した相談支援事業と既存の事業との連携を模索しながら、利用者へサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行った。

生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型では、サービス等利用計画の内容に基づいて、個別支援計画を作成しサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施した。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供した。

さらに、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、職員の人権意識、利用者支援の知識及び技術の向上を図った。

【9】日進職業センター

就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業

相談支援事業と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画を作成して、実施に努めた。また、利用率向上を図るため各区支援課等に公募依頼し、実績に基づいた広報活動に努めた結果、施設見学者が114名、特別支援学校の体験実習生が7校29名、その他体験利用者が3名となった。

就労移行支援事業では、ハローワークを中心とした関連機関と情報を共有し、利用者に適した職場の開拓に努め、定員に対しおよそ33%の利用者が企業就労した。

就労継続支援事業B型では、生き生きと働き甲斐のある仕事の確保に努め、大勢の利用者が関ることのできる受注作業を開拓した。

【10】かやの木

生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業

平成27年度からは自主運営となり、運営の安定を目指したが、利用者数が伸びず、収入の面では安定には及ばなかった。利用者に対しては、話し合いや職員の仲介等での積極的な相互理解支援による、利用者間の権利擁護意識の醸成に努めた。

生活介護事業では、個々の障害の実情やニーズに適した生産活動を支援し、また生活支援プログラムを行う事で生活の質及び生きがいを高める支援を支援計画のもとに行った。

就労移行支援事業では、年度中に1名の就労を実現し、職場定着に努め、既就労者のアフターケアを行った。

就労継続支援事業B型では、障害者の働く場と、個々の障害の実情やニーズに適した製菓等の作業を提供し、支援計画をもとに作業支援、生活支援を行った。

相談支援事業では、施設利用者等に対して計画相談支援の引き継ぎとサービス利用支援を行った。

【11】障害者福祉施設みのり園

障害者福祉施設みのり園、放課後デイサービスみのり

身体障害者福祉センターとして、市内在住の障害者に対し、市民としての権利や人権を尊重するなか、文化的活動やレクリエーション等の機会を提供することで、障害者が社会と交流することを促進し、地域において豊かな生活を営むことができるよう支援を行った。

また、障害者がいつでも、誰でも、集い、語り合えるよう施設づくりに努めた。

放課後等デイサービスでは、さいたま市ひまわり特別支援学校在学中の障害児に対して、身体、精神の状況及びその置かれている状況に応じて生活能力向上のための訓練等を継続的に提供した。

【12】大砂土障害者デイサービスセンター

生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業、相談支援事業

利用者が豊かな日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生活全般の支援を行い、創作的活動及び外出活動の機会の提供を行った。

自立訓練（機能訓練）事業では、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練を行った。

障害者等からの相談に応じ、必要な便宜を供与し、障害者が地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。

【13】みずき園

生活介護事業、相談支援事業

どんなに障害が重くてもあたりまえに通うことができる、また、受け入れることができる施設となるように努めた。

利用者が「豊かな地域生活を送ることと自己実現」のニーズを持つこと、「重度重複の障害のある方々」が多いことを踏まえ、健康管理を基本におき、体調を整えるプログラムや作業、文化活動等を個々のニーズに合わせて行った。

また、今年度から相談支援事業を開始し、みずき園の利用者を中心に計画相談支援を行った。

【14】さくら草学園

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

3事業すべてにおいて、保護者のニーズと子どもの状況を的確に把握し、各種支援計画に反映させるように努めた。特に、児童発達支援事業においては、個別支援計画が反映されるよう、カリキュラムや支援内容を検討し、必要に応じて変更を行った。また、さくら草学園に通園している利用者だけでなく、地域の子ども及び保護者等に事業を周知し、少人数ではあるが、利用に繋げることができた。

利用人数の増加に伴い、前年度と比べ収入を増やすことができた。また、前年度まで業務を委託していた送迎バスの添乗を職員が行い、経費の削減を図った。

【15】杉の子園

児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

児童発達支援事業所としての療育施設の役割を担い、発達に心配のある児童に対して、基本的な生活習慣の習得を図るとともに、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育に努めた。

保育所等訪問支援事業では、利用者の状況等により訪問時期を調整し幼稚園、保育園との連携に努めた。

相談支援事業においては、保護者からのニーズの高い、放課後等デイサービスの情報提供、利用調整、計画の立案を行い保護者からのニーズに応えた。

【16】療育センターさくら草 児童発達支援センター

すみれ園（医療型児童発達支援センター）、たんぼぼ園（児童発達支援センター）、 保育所等訪問支援事業、相談支援事業

就学前の心身の発達に遅れのある児童を対象に、生活リズムを整え、人と関わる力を育み、自主性を養えるよう、療育センターのスタッフと連携し、児童の状態把握を行い、個別的、集団的指導を通して、一人ひとりの全体発達を促す指導に努めた。また、ケースワーカー、相談支援事業等と連携を密にすることで、保育所等訪問支援事業の内容の充実を図った。

相談支援事業においては、関係機関との連携し、ニーズや現状に合ったサービス提供の提案を行いながら、本人及び保護者の支援に努めた。

【17】 はるの園

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

児童発達支援センターとして、発達に心配のある児童に対し一人ひとりの可能性を信じ、基本的動作の習得や社会生活への適応力を促す指導を行ない、児童と家族の方々が豊かな日常生活が過ごせるように、児童の生活基盤である家庭や地域社会にも目を向け、保育園や幼稚園への訪問支援や相談支援業務等を地域や関係機関と連携しながら事業展開した。

委託業務について施設管理業務や送迎業務の一部を職員が行うことでの経費節減や、保育用品や消耗品については年間消費時期、量（必要時期、個数等）を把握したうえで過剰な在庫を持たない計画的な購入を行うなど、必要最小限に見極めたうえでの執行に努めた。

【18】 母子生活支援施設けやき荘

通常入所利用事業、埼玉県母子緊急一時保護事業、さいたま市母子緊急一時保護事業、埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業

一人ひとりの社会的ニーズを把握し、自立支援計画を作成、定期的な見直しを行うことで問題解決が図れるように支援を行った。生活の基盤を築き、子どもの健やかな成長を図れるよう支援した。

また、これまでの「埼玉県母子緊急一時保護事業」に加え、廃止となったこすもす荘が受託していた「さいたま市母子緊急一時保護事業」及び「埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業」を併せて実施し、緊急に保護を要する母子に対応した。

退所後も母と子のニーズや必要に応じ、退所者と関係機関の面談場所として施設を開放するほか、電話相談や来荘した際の面談に応じる等のアフターケアを実施した。

【19】 児童センター

三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野本町、向原、大戸、大久保東、岩槻、仲本

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、また、その多様なニーズに対応するため、子育て支援事業を推進した。また、子育てに関する情報を関係機関と連携を図って発信した。

子ども・青少年の自主性や社会性、創造性の育成を図るため、遊びを通しての造形活動、文化活動、体力推進活動、表現活動等のプログラムを推進し、「生きる力」をはぐくみ、「自己肯定感」を高めた。

中高生世代の居場所づくりを中心に活動の拠点づくりを進め、自信と責任を自覚し、自立していくことを支援した。特にソーシャルワーク的な視点から、「いじめ」「不登校」「ニート」等の課題を抱える青少年の気持ちを受け止めて心に寄り添い、支援した。

子ども・青少年の健全育成、問題発生予防の観点から家庭、地域と連携し、地域社会から親しまれ信頼される子育て支援の拠点となるよう努めた。また、事業団の管理運営する児童・障害・高齢各分野の様々な施設とも有機的に連携し、子育て家庭の暮らしを包括的に援助した。

【20】放課後児童クラブ

＜単独型＞ 宮前、七里、佐知川、東大宮、岸町、神田、大砂土、谷田、常盤、大谷場、西浦和、大久保東、三室、上木崎、中尾、土合、仲町、南浦和、沼影、栄和、辻、北浦和、木崎、善前、田島、原山、大牧、本太、大門、新開、針ヶ谷、大東、大谷口、道祖土、高砂、大谷場東、浦和大里、与野八幡、鈴谷、大戸、与野本町、与野西北、下落合、上落合、栄、大久保、中島、植水第二、城北、太田、西原、城南、岩槻、慈恩寺、東岩槻和土、徳力、柏崎、上里、新和、東宮下、野田

＜併設型（児童センターに併設）＞三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、海老沼、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野南

＜自主運営型＞すみれ（与野本町児童センターに併設）、美園

就労などにより保護者が昼間家庭にいないことが常態となっている小学生を対象とし、安心・安全に過ごせる環境を整え、遊びと生活をとおして一人ひとりの子どもを大切にする支援を行い、児童の健やかな育成に努めた。

指定管理期間の2年目であるため、前年度の状況を踏まえ、4つの区分の予算管理について計画的に執行した。各クラブの職員とのコミュニケーションに努め、修繕の実施及び備品の購入など迅速に行うことができた。

各施設に虐待防止責任者を配置し、職員の人権意識を向上させるとともに子どもの虐待防止と早期発見ができる体制をつくることができた。

【21】大宮ふれあい福祉センター

市民と福祉団体の交流の支援として、1階ロビーにおいて、障害者団体の物品販売を継続的に支援したほか、「第1回障害関係施設アート作品展～スマイル・プラス～」を共催事業として実施した。

新規の運営であることから、建物、設備、備品の安全点検を念入りに実施し、手すりの改修、不良テーブルの入替等を実施し、利用者の安全確保に努めた。また、電球の一部をLED電球に変更し、電力資源及び電気料金の削減と廃棄物の減量に努めた。